

令和4年 第10回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年10月14日(金) 午前9時00分
 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 15名 欠席委員 0名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 原尻 雄一
 係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊
 農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

3番 後藤 綾子 4番 木村 滋一朗

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議 事

- (1) 議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、
農用地利用配分計画（案）について
- (3) 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第62号 現況証明（非農地証明）について
- (7) 議案第63号 空き家に付随した農地の指定について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	<p>みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)</p> <p>皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。</p> <p>また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。それでは、ただいまから令和4年第10回豊後大野市農業委員会を開会いたします。</p> <p>(とき：午前9時00分)</p>
-----	---

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	<p>日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。</p> <p>3番：後藤綾子委員、4番：木村滋一朗委員にお願いします。</p>
-----	--

(3) 報告事項

議 長	<p>日程3の報告事項に入ります。</p> <p>まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第9回定例総会から本日の令和4年第10回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。</p> <p>その中から、※のついた4点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。</p> <p>(資料1を朗読)</p>
議 長	<p>私からの報告は以上です。</p> <p>続いて、「報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第57号の説明をさせていただきます。1ページの議案第57号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和4年10月14日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和4年10月14日公告予定分を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第57号の案件につきましては、15番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番: 工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>(15番委員 退室)</p>
14番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第57号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14番委員	<p>挙手全員により、「議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>15番委員の入室を認めます。</p>

議 長	(とき、午前9時21分) それでは、再開します。
議 長	(とき、午前9時22分) 次に「議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書の2ページ、あわせて概要書の1ページをお開きください。 (議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)
議 長	事務局の説明が終わりました。 ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番の1案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします。
3番委員	三重の後藤綾子です。10月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします番号1番の案件についてですが譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。 譲渡人は県外在住のため、隣接地を耕作している譲受人に数年前より申請地の一部の管理をお願いしていました。今回、譲渡人より買って欲しいとの申し出をしたところ、譲受人も自分の経営地に隣接して利便性もよいことから、売買で話がまとまり申請を行ったものです。 譲受人の権利取得後の経営面積は163aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。 以上、報告します。
議 長	地区審査会の報告が終わりました。議案第59号の番号1の1案件についてこれより質疑を許可します。 [ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第59号の番号1番の1案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。 これから採決します。議案第59号の番号1番の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により「議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件については、原案のとおり決定されました 次に、「議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書の2ページ、概要書の2ページ、図面の1ページをお開きください。 (議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)
議 長	事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報

	<p>告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>緒方の麻生祐三子です。10月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請人■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請者は、平成18年3月に申請地の一部に、隣接する牛舎への進入路を整備し、これまで利用してきました。この度、既設の牛舎に近く、牛の管理がし易いことから、生産性の向上を図るため、申請地に新しく牛舎を建設する計画を立てました。令和4年第8回定例総会において農業振興地域の用途区分変更の審議を経て、今回、無断転用の是正及び農業用施設を建設して追加事業を行う目的で申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のbの農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第60号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>はい、3番委員。</p>
3番委員	<p>隣接する牛舎の位置が地図でわかりかねるのですが、教えていただけますか。</p>
事務局	<p>3ページの地図をご覧ください。地図上部の牛舎管理道とありますが、この奥に既設の堆肥舎と牛舎があります。そこに行くための道を今回の申請地の中に作っていたということで、この分については是正ということになります。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第60号の番号1番の1案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第60号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により、「議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、概要書の3ページ、図面の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>

<p>3番委員</p>	<p>三重の後藤綾子です。10月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は三重町の実家に家族6人で生活していますが、駐車場が手狭であることから、駐車場の建設を計画しました。</p> <p>農地以外の土地を探しましたが、適地がなく断念していた所、申請地を見つけ、譲渡人と相談したところ、売買で話がまとまり申請したものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号2番の1案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
<p>2番委員</p>	<p>緒方の麻生祐三子です。10月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから借人■■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>借人は、お寺の行事等で人が集まる時に駐車場が不足していたことから、貸人に相談し、申請地を平成20年8月頃に駐車場として整備し、これまで利用してきました。今回、駐車場を再整備するにあたり手続きを進めていたところ、申請地が農地であり、許可が必要なことが判明したため、必要最低限で分筆及び農振除外後に是正のための申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号3番の1案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>
<p>8番委員</p>	<p>朝地の小野伊八郎です。10月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さん外2名から譲受人■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の計画変更の件についてであります。</p> <p>譲受人は、令和4年第4回定例総会において農地法第5条許可を取得し、事業計画どおりに事業を行ってきましたが、事業を進めていく中で、事業を行わない土地まで計画に含めていたことが判明したことから、事業計画から除外するために変更申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号4番の1案件を14番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p>
<p>14番委員</p>	<p>大野の工藤妙子です。10月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さん</p>

	<p>への所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、譲渡人も同意の上で平成19年10月頃に譲受人が申請地の一部にかかる形で家を建築し平成20年4月に完成しました。家屋は申請地の一部に建っており進入路や駐車スペース、花壇も整備してこれまで利用してきました。今回、権利関係を明確にしようとしたところ、この申請地が農地で農業委員会の許可が必要であることが判明したため是正のための申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のCの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第61号の番号1番から番号4番の4案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第61号の番号1番から番号4番までの4案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第61号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員により、「議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号4番の4案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第62号 現況証明(非農地証明)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の4ページ、概要書の7ページ、図面の15ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号11番までの11案件について朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号11番までの11案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番から番号5番までの5案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>三重の久保田直宏です。10月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、宅地等に囲まれた狭小な農地で、亡母の代に管理が出来なくなった事から庭園として整備し、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでおり、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p>

次に、番号2番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、農地法第5条の許可を得て譲受人が転用を行った農地で、現況は宅地となっていますが、当時の許可証がなく地目変更が出来ないため申請したものです。

判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号3番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、狭小地で傾斜もあり耕作に不向きだったため、亡叔母の代から耕作をしておらず、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号4番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、亡父が農地法第5条の許可を得て譲受人が転用を行った農地で、現況は宅地となっていますが、当時の許可証がなく地目変更が出来ないため申請したものです。

判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。

周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号5番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。

申請地は、平成14年3月に農地法第4条の許可を取得せず植林をしていましたが、その後伐採をし、そのまま放置したため原野化しており、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議 長

次に、番号6番及び番号7番の2案件を10番：工藤幸市委員にお願いいたします。

10番委員

三重の工藤幸市です。10月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、狭小で耕作に不向きだったため、亡夫の代から耕作をしておらず、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号7番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、狭小で耕作に不向きであったことから、農地法の転用許可を取得せずに亡祖父が倉庫を建築した農地ですが、建築後40年以上経過しており、現況は宅地と

	<p>なっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番委員</p>	<p>次に、番号 8 番の 1 案件を 8 番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の小野伊八郎です。10月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 8 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、傾斜地で狭小な農地だったため、亡夫の代から耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>14 番委員</p>	<p>次に、番号 9 番の 1 案件を 14 番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p> <p>大野の工藤妙子です。10月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 9 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、耕作していた父が亡くなったことからそのまま耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>4 番委員</p>	<p>次に、番号 10 番の 1 案件を 4 番：木村滋一郎委員にお願いいたします。</p> <p>千歳の木村滋一郎です。10月5日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 10 番の案件については、所有者■■■■■■さんの、非農地証明願についてであります。申請地は、耕作していた父が病気で管理ができなくなり耕作放棄し、その後父が亡くなり耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>5 番委員</p>	<p>次に、番号 11 番の 1 案件を 5 番：小野不二夫委員にお願いいたします。</p> <p>犬飼の小野不二夫です。10月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 11 番の案件については、所有者■■■■さんの、非農地証明願についてであります。申請地は、耕作していた義父が亡くなったことからそのまま耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p>

議 長	<p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>地区審査会の報告が終わりました。議案第62号の番号1番から番号11番までの11案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第62号の番号1番から番号11番までの11案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第62号の番号1番から番号11番までの11案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第62号 現況証明(非農地証明)について」の番号1番から番号11番までの11案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第63号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p> <p>事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。</p> <p>ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を6番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
6番委員	<p>緒方の渡邊丸美です。番号1番の案件については、申請者■■■■■さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。</p> <p>申請者は、自身が所有する空き家について、令和4年8月22日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。</p> <p>決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。</p> <p>地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第63号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>挙手全員です。</p> <p>挙手全員により、「議案第 63 号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>これをもちまして、令和 4 年第 10 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 10 時 02 分)</p>
----------------------	--

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 3 番委員 後藤綾子

〃 4 番委員 木村滋一郎